

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度 (第2版)

日本共産党山口県議団がまとめた主な制度です。詳細は各問合せ先に連絡下さい(2020年5月15日現在)

住民向け

家計への支援

国 特別定額給付金

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付

- 市町から世帯主に郵送される申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類、振込先口座の分かるものを同封して、市町に返送します。 ※マイナンバーカードでの電子申請も可能です。
- 受付開始、給付時期、問合せ先は下記に。

	受付開始	給付開始	問合せ先		受付開始	給付開始	問合せ先
下関市	5月末	6月下旬	083-250-7860	美祢市	5月中旬		0837-52-5228
宇部市	5月25日	5月下旬	0836-34-8455	周南市	5月下旬	6月中	0834-22-8839
山口市	5月20頃		083-902-0921	山陽小野田市	5月中旬		0836-82-1121
萩市	5月下旬		0838-21-5030	周防大島町	5月中旬		0820-74-1000
防府市	5月21日		0835-25-2543	和木町	5月中旬		0827-52-2136
下松市	5月13日	6月上旬	0833-45-1770	上関町			0820-62-0311
岩国市	5月下旬		0800-200-0975	田布施町	5月中旬		0820-25-1330
光市	5月18日	5月下旬	0833-74-3015	平生町	5月4日		0820-56-7221
長門市	5月中旬	5月下旬	0837-27-0224	阿武町	5月3日		08388-2-3113
柳井市	5月14日	5月下旬	0820-22-2130				

※各市町のホームページより

市町 国民健康保険料(税)の減額・免除

詳しくは各市町の国民健康保険窓口
もしくは、右のQRコード参照



- 世帯の合計収入が前年比30%以上減少した場合、保険料を減額又は免除(合計所得1千万円以下)
例=前年合計所得266万円(給与400万円)の世帯で、今年30%以上、減収の場合は、全額免除

岩国市 いわくに応援特別協力金

特別定額給付金対策室 0800-200-0975

- 国の特別定額給付金に2万円を上乗せして給付

光市 子育て世帯への支援

子育て支援係 0833-74-3009

- 児童扶養手当の対象児童1人につき1万円
- 中学生以下の児童を対象に、1人1万円を支給

田布施町 ひとり親世帯特別給付金 町民福祉課 0820-52-5810

- 児童扶養手当の支給対象児童に対し、1人につき3万円を支給

子育て世帯特別給付金 同上

- 子育て世帯(国の特別給付金対象の児童手当受給世帯を除く)の児童1人につき1万円

給食費無償化事業(仮称) 学校教育課 0820-52-5812

- 小中学校の1学期の給食費を無償化(支払い済みは返還・予算措置1465万円)

平生町 ひとり親世帯支援金 町民福祉課こども班 0820-56-7113

- 児童扶養手当の支給対象児童に対し、1人3万円を支給

子育て世帯への支援金 同上

- 児童手当支給対象者に対し、児童一人につき1万円支給(国制度と合わせ2万円)

周防大島町 子育て応援支援金

福祉課 0820-77-5505

- 中学生以下の児童を対象に、1人2万円を支給

和木町 子育て世帯への支援

保険福祉課 0827-52-2194

- 中学生以下の児童を対象に、1人1万円を支給



国 持続化給付金 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

- 売上が前年比 50%以上減少した中小・個人事業者に対する給付金(法人上限 200 万円、個人上限 100 万円)

県 営業持続化等支援金 商政課商工企画班 083-933-3110
個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会

- 県内で食事提供施設を営業する事業者(営業許可が飲食店、喫茶店)に対する支援金(1 事業者 10 万円)

岩国市 営業持続化支援給付金 (仮称) 商工振興課 0827-29-5110

- 飲食業、宿泊業、休業要請を受けた遊技施設等を営む事業者に対する支援金(1 事業者 10 万円、複数 20 万円)

下松市 営業持続化支援補助金 産業観光課観光振興係 0833-45-1745

- 営業持続に取り組む飲食業者等に対する補助金(1 事業者 10 万円)

光市 事業継続支援給付金 商工観光課商工労政係 0833-72-1519

- 法人、個人事業者に対する給付金(上限 20 万円)

柳井市 飲食店等経営安定支援金 商工観光課 0820-22-2111 内線 363,364

- 飲食業、仕出し業、宿泊業等に対する支援金(1 事業者 30 万円)

事業継続支援金 商工観光課 0820-22-2111 内線 363,364

- 国の持続化給付金交付事業者で、給付上限額を超える収入減がある場合、補填(上限 10 万円)

周防大島町 商工業経営支援金 商工観光課 0820-79-1003

- 小売業、宿泊業、飲食業、道路旅客運送業、理美容業等を営む事業者に対する支援金(一律 5 万円)

魚価急減対策支援金 水産課 0820-79-1004

- 魚価が急減している漁業者(漁協正組合員)に対する支援(1 人 5 万円)

医療・介護・保育等従事者応援給付金 介護保険課 0820-73-5503

- 医療、介護及び養護、保育従事者に対する支援(1 人 2 万円)

田布施町 介護サービス事業継続支援金 町民福祉課 0820-52-5810

- 介護サービスを継続する町内の事業者(居宅介護支援事業所を除く)に対する支援(1 事業者 10 万円)

和木町 飲食店業経営支援補助金 企画総務課 0827-52-2136

- 飲食業を営み、和木町商工会に加入している事業者に対する補助(1 事業者 10 万円)